

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 7 月 15 日

申請者 氏名又は名称 (有) オオツカ
 住所 木津川市加茂町星中門伝17番地
 代表者氏名 代表取締役 大塚 健一
 電話番号 0774-76-2759
 FAX番号 0774-76-5963
 メールアドレス otsuka2759@yahoo.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

7/28 金 14時 代表者、監査の会

0774-76-2759

奈良市 (397)

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第10（水道法施行規則第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 4 年 7 月 15 日

届出者

氏名又は名称（有） オオツカ

住所 京都市木津川市加茂町里中門伝い番地

代表者氏名 代表取締役 大塚健一

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ユウゲンガイシャ オオツカ 有限公司 オオツカ		
住 所	京都府木津川市加茂町里中門伝い番地		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 大塚 健一		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の氏名 ・役員の氏名	代表取締役 大塚義博 取締役 大塚 健一 取締役 大塚哲也 取締役 大塚義博 取締役 大塚あや子 監査役 大西英隆	代表取締役 大塚 健一 取締役 大塚 健一 取締役 大塚 健一 取締役 大塚 健一 監査役 大西英隆	年 月 日 年 月 日 年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和4年7月15日

申請者

氏名又は名称 有限会社 大塚企画

住 所 木津川市加茂町里中門佐1番地

代表者氏名 代表取締役 大塚 健一

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

京都府木津川市加茂町里中門伝17番地
有限会社オオツカ

会社法人等番号	1300-02-029599	
商 号	有限会社オオツカ	
本 店	<u>京都府相楽郡加茂町大字里小字中門伝17番地</u>	
	京都府木津川市加茂町里中門伝17番地	平成19年 3月12日変更
		平成19年 3月13日修正
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成10年9月17日	
目的	1. 管工事の設計及び施工管理 2. 土木工事及び建築工事の設計及び施工管理 3. 給排水設備工事の設計及び施工 4. 給水設置工事及び上下水道工事の設計及び施工 5. 補装工事の設計及び施工 6. 液化石油ガス及び器具の販売 7. 一般日用品雑貨の販売 8. 飲食店の経営 9. 前各号に付帯する一切の事業	
発行可能株式総数	60株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。	
役員に関する事項	<u>京都府相楽郡加茂町大字里小字中門伝17番地</u> <u>取締役 大塚 義博</u>	
	京都府木津川市加茂町里中門伝17番地 取締役 大塚 義博	平成19年 3月12日住所 変更
		令和3年 5月14日修正

京都府木津川市加茂町里中門伝17番地
有限会社オオツカ

	京都府木津川市加茂町里中門伝17番地 取締役 大塚あや子	平成22年 6月22日就任 平成22年 6月28日登記
	京都府木津川市南加茂台十丁目4番地6 取締役 大塚健一	平成24年 6月 1日就任 平成24年 6月 7日登記
	京都府木津川市梅美台五丁目15番地7 取締役 大塚哲也	平成24年 6月 1日就任 平成24年 6月 7日登記
	代表取締役 大塚義博	平成15年 1月23日就任 令和 3年 5月13日辞任 令和 3年 5月14日登記
	代表取締役 大塚健一	令和 3年 5月13日就任 令和 3年 5月14日登記
	京都府木津川市加茂町里東大間田8番地9 監査役 大西英隆	平成22年 6月22日就任 平成22年 6月28日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年10月 4日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(京都地方法務局管轄)

令和 4年 7月15日
京都地方法務局木津出張所
登記官

中 島 昌 文



定 款

この定款の写しは、現行定款に相違ありません。

令和 4 年 7 月 15 日

有限会社 オオツカ

代表取締役 大塚 健一



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、有限会社オオツカと称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事の設計及び施工管理
2. 土木工事及び建築工事の設計及び施工管理
3. 給排水設備工事の設計及び施工
4. 給水設置工事及び上下水道工事の設計及び施工
5. 舗装工事の設計及び施工
6. 液化石油ガス及び器具の販売
7. 一般日用品雑貨の販売
8. 飲食店の経営
9. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を京都府木津川市に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、監査役を置く。ただし、監査役の権限は会計に関するものに限定する。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、60株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。

当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社
が承認したものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対
し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第3章 株主総会

(招集)

第9条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集
し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数
の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があると
きは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、株主に対して招集通
知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第10条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員
の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第11条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第13条 株主は、1株につき1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第14条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第15条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 役員

(取締役の員数)

第16条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(資格)

第17条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第18条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(代表取締役及び社長)

第19条 当会社に取締役2名以上いるときは代表取締役1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

② 代表取締役は社長とし、取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。
③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(監査役の員数)

第20条 当会社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の選任の方法)

第21条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(報酬等)

第22条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第24条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

令和 4年 7月 15日

遅延理由書

奈良市公営企業管理者

池田 修 様

住所 京都府木津川市加茂町里中門伝17番地

名称 有限会社 オオツカ

代表者氏名 代表取締役 大塚健一



この度は、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」を提出する際に、水道法第25条の7等に定められた期間に提出することができませんでした。

これは、当社の事務処理に係る雑務に忙殺され、取り組むのが遅れたことによるものです。

以後この様なことがないように注意してまいりますので、よろしくご配慮お願いいたします。

以上